

(「資料3」の参考資料)

事業者の一定の取組を評価し認証・顕彰等する制度の例

名称 (関係省庁等)	概要
留学サービス認証 (消費者庁)	消費者が適正な留学サービス事業者を選択できるよう、重要事項説明、クーリングオフ、表示適正化等に関し事業者が遵守すべき基準を示し、その基準に則った取組を行っている事業者を認証。
エコアクション21 (環境省)	エコアクション21ガイドライン(中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる簡易な方法を提供するガイドライン)に基づいた取組を行っている事業者を認証。
プライバシーマーク (経済産業省)	個人情報保護マネジメントシステム(日本工業規格)に適合して、個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者を認定し、その旨を示すプライバシーマークを付与。
グリーン経営認証永年登録表彰 (国土交通省)	10年継続してグリーン経営認証(環境保全のための一定以上の取組みを行っている運輸関係企業に対する認証制度)に登録された事業者を表彰。
健康経営銘柄 (経済産業省)	東証上場企業を対象に、従業員の健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に取り組んでいる「健康経営」に優れた企業を、東京証券取引所と共同で「健康経営銘柄」として選定、公表。
コーポレート・ガバナンス・インデックス(JCGIndex) (日本コーポレート・ガバナンス研究所 <sup>1)</sup> )	東証上場企業を対象に、コーポレート・ガバナンスの状態を、「企業目標と経営者の責任体制」、「取締役会の構成と機能」、「最高経営責任者の経営執行体制」、「株主等とのコミュニケーションと透明性」の観点から数量化し、上位50社を公表。
コーポレート・サステナビリティ・アセスメント (RobecoSAM社 <sup>2)</sup> )	世界の主要企業を対象に、環境・社会・ガバナンス等の面から企業の持続可能性について評価を行い、優れた企業を、「ゴールド」、「シルバー」、「ブロンズ」の3段階で評価。更に、業種ごとに最も優れた企業を、「インダストリー・リーダー」として表彰。

1 日本コーポレート・ガバナンス研究所(所長:若杉敬明東京大学名誉教授)は、特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク傘下のコーポレート・ガバナンスに関する調査・啓蒙を行う研究機関。

2 RobecoSAM(スイス・チューリッヒ)は、サステナビリティ投資に特化した投資専門会社。資産運用業務のほか、世界の主要企業を対象としたサステナビリティ評価を行い、その結果を「サステナビリティ・イヤーブック」として毎年公表している。

(参考) 実効性のある内部通報制度を整備している事業者が享受できると想定される  
インセンティブ、メリットの例

### ○ 消費者からの評価の向上

実効性のある内部通報制度を整備・運用している企業では、従業員等からの警鐘が早期に経営陣に届く可能性が高く、問題が早期に発見・是正される可能性が高いため、提供される商品・サービスは、安全・安心である可能性が高いといえる。

⇒ 消費者から選好される可能性が高まり、企業価値の向上に資する。

### ○ 取引先からの評価の向上

不祥事の発生は、取引先の信用・評価も毀損しうるため、実効性のある内部通報制度を整備・運用している場合には、取引先事業者にとってのリスク軽減や経営の安定にも資する可能性が高いといえる。

⇒ 取引先から選好される可能性が高まり、企業価値の向上に資する。

### ○ 金融市場からの評価の向上

実効性のある内部通報制度を整備・運用している企業では、問題が早期に発見・防止される可能性が高いため、提供される商品・サービスは安心・安全である可能性が高く、また、不祥事による経営不振等を招く<sup>3</sup>可能性が低い<sup>3</sup>ため、持続的発展の可能性が高いといえる。

⇒ 投資家、債権者等から選好される可能性が高まり、経営の安定に資する。

### ○ 労働者・学生からの評価の向上

実効性のある内部通報制度を整備・運用している企業では、風通しが良く、働きやすい可能性が高いといえる。また、問題が早期に発見・防止され、不祥事による経営不振等を招く可能性が低いといえる。

⇒ 労働者・学生から選好される可能性が高まり、優秀な人材の維持獲得に資する。

### ○ 行政機関（公共調達）からの評価の向上

ある行政機関への水増し請求事件は内部通報によって発覚し被害の拡大が防止されたが、実効性のある内部通報制度を整備している企業では、委託先事業者における不正が早期に発見・防止される可能性が高いといえる。

⇒ 入札手続きにおいて、有利に評価される可能性が高まる。

### ○ 組織内部で自浄作用が発揮される可能性の向上

実態調査によれば、行政機関や報道機関など外部に通報する割合は、勤務先に通報・相談窓口が「設置されている」場合には約 28%に止まるが、「設置されていない」場合には約 62%となる。また、行政機関や報道機関に通報すると回答した者に、その理由を尋ねたところ、「解雇や不利益な取扱いを受けるおそれがある」（約 43%）、「通報しても十分に対応してくれないと思う」（約 43%）の割合が高い。

⇒ 従業員が安心して通報でき、適切な調査・是正が期待できる実効性の高い内部通報制度を整備・運用している事業者では、組織内部の問題が自浄作用により早期未然に内部で解決される可能性が高まる。

3 「2013 年度に法令違反や粉飾決算、談合、偽装などのコンプライアンス違反が一因となった企業倒産は 203 件」（平成 26 年4月8日東京商工リサーチ公表）